

## **II 文書募集及び直接募集**

### **1 定義**

#### **(1) 文書募集**

文書募集とは、募集主が労働者を募集する旨の広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、又は文書を掲出し、若しくは頒布することによって労働者を募集することをいう。

刊行物とは、臨時・定期を問わず発表又は頒布の目的をもって同時に多数作成される文書、図書をいう。

文書とは、労働者が募集に応ずる意思決定をするに当たっての資料となるものをいい、単に文字で記されるもののみでなく、写真、絵、図も含まれる。

頒布とは、文書、資料等を広く、多くの場合不特定多数の者に対して配付することをいう。

なお、テレビ、ラジオ等電波による募集、有線放送等による募集、電話を利用した募集、インターネット等を利用して行う募集も文書募集として取り扱われるものである。

#### **(2) 直接募集**

直接募集とは、労働者を雇用しようとする事業主（募集主）が、文書募集以外の方法で直接労働者に働きかけて応募を勧誘し、又は募集主の被用者が募集主の指示により募集主のために直接労働者に働きかけて応募を勧誘することをいう。

### **2 原則**

文書募集は、原則として自由に行うことができる。

直接募集は、原則として自由に行うことができる（ただし、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき届出が必要となる場合がある。）。